

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	2月11日（金・祝）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は2月10日、高知県をまん延防止等重点措置区域に追加するとともに、東京都をはじめ13都県に発出している、まん延防止等重点措置を3月6日まで延長した。都知事は同日、都内全域を区域として都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請するまん延防止等重点措置を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月6日までの間、以下のとおり対応する。3月7日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年2月11日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027